

戸田シティスクールクラブ

スクール規約

第1条 名称

当スクールは「戸田シティスクールクラブ」略称「戸田シティスクール」と称する。

第2条 拠点

当スクールの事務局は、代表の指定する所に置く。

第3条 目的

当スクールは、《スピード、アジリティ(敏捷性)、クイックネス(俊敏性)、インサイドキック、ドリブル》という技術の強化を重点においてトレーニングを行い、向上心を持って取り込む『クリエイティブな選手』を育成していきます。

第4条 入会資格

当スクールに入会するためには、次の要件を備えなければならない。

1. スクールの趣旨に賛同し入会時に行われる選考で認められた選手を対象とする。
2. スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条 入会手続

入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、保護者が捺印して提出する。
入会申込は随時受けるが、入会は原則として受け付けた月の翌月とする。

第6条 会費

会費は次のものを言う。

- トレーニング料金
- 年会費
- 月会費

ただし、パーソナルトレーニングの費用を別途徴収するものとする。

途中退会した場合、年会費の返金はしない。

第7条 役員構成

当クラブは、次の役員をもって構成する。

- 代表
- コーチ責任者
- アシスタントコーチ
- テクニカルアドバイザー
- 広報
- マネージャー

第8条 休会・退会

当スクールの休会・退会は、次の手続きを行う。

休会・退会をする者は、必ず事前に休会・退会を連絡をしなければならない。

休会は期限3ヶ月までとし、これを超える場合は自然退会とし会員資格を失うものとする。

休会する場合、月会費の方は半額とする。

第9条 除名

当スクールの規約に違反したり、会員として相応しくない者は役員会議で協議のうえ除名することができる。

第10条 事故の責任

当スクールの諸規則や施設管理者、並びにコーチの指示に違反して起きた事故・盗難・障害等について、当スクールは一切の賠償をしない。

第11条 写真・映像の使用

当スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をホームページ、その他 SNS 等に使用することがあります。

第12条 閉鎖

当スクールは次の事由により当スクールの施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができる。

- ・法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時

第13条 規約の改正

本規約は、当スクール役員会議の協議を持って随時改正することができる。

第14条 その他

条文に無き事項については、別途定めるものとする。

第15条 施行

本規約は、2020年7月1日より公示し、同年8月1日より施行する。